

## 委託業務仕様書

### 1. 業務の名称

令和8年度 春の市内観光スポット周遊企画運営等業務

### 2. 委託業務期間

契約締結日から令和8年7月31日（金）まで

### 3. 委託業務の目的

本業務は、観光客の来訪が多い春季において、市内を周遊する企画を実施し、観光客を市内事業所等へ直接誘導し、地域経済の活性化を図ることを目的として、市内周遊企画運営等業務を委託するものである。なお、本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会における予算の否決・減額等があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。

### 4. 実施内容

期間：令和8年4月24日（金）から令和8年6月30日（火）まで（予定）

想定人数：2,500名

### 5. 業務委託の内容

#### （1）周遊企画の実施

##### ①企画立案・実施

- ・可児市内の観光資源（グルメ、文化、施設等）を活用し、市内を周遊できる企画とすること。
- ・電車やバス等の公共交通機関の利用促進のため、駅構内やバス停をスポットに組み込む等の仕組みを提案すること。
- ・ぎふワールド・ローズガーデンと市内スポットを結び付け、相互的な誘客の仕組みとすること。
- ・企画の立案に際し、単純かつ明快な仕組みとし、来訪者が参加しやすい環境づくりに努めること。
- ・本企画の主なターゲットエリアは、名古屋を中心とした東海圏エリアとすること。
- ・スタンプラリー方式やシール等グッズを集めていくものなど、周遊させる方法について、多くの参加者が見込める企画を提案すること。
- ・手法については、デジタル・アナログを問わないが、参加者の属性（性別・年代・居住地等）や周遊動向（訪問エリアや交通手段等）を分析できるものとすること。

- ・消費者に訴求する周遊テーマを設定すること。
- ・具体的な市内観光消費額拡大施策を提案すること。なお、手法は問わない。
- ・市と協議の上で、本企画の実施にあたって必要となる関係機関との調整を行うこと。
- ・参加者が企画参加する上で、考えられる不正について防止策を明示すること。

#### ②特典について

- ・企画参加者へのインセンティブとして、特典をプレゼントする仕組みを設けること。
- ・特典の個数、特典取得の段階、デジタル・アナログなど特典に関する仕組みは自由提案とする。
- ・企画参加を促進するような魅力的な特典を提案すること。
- ・参加者が周遊のスポットで直接消費ができる特典を提案すること。
- ・可児市観光スポットを訴求するデザインもしくは可児市特有の特典とすること。
- ・商品購入、包装、発送等に要する一切の経費は本業務の契約額に含むこと。

### (2) 広報・P R業務

- ①イベントの認知度を高め、誘客を促進する方策として、広報媒体の効果的な活用の手段を具体的に提案すること。
- ②広報期間2カ月程度あたりに想定される広報媒体の予想観覧人数等と根拠を提示すること。
- ③可児市観光課公式Instagram「可児くらぶ」にて企画の効果的なPRを行うための手段を具体的に提案し、市と協議の上実施すること。実施にあたって必要となる関係機関との調整、経費は、本業務の契約額に含むものとする。
- ④広報ツールの発送や広告配信など、配架または配信する地域（施設）を提案し、市と協議の上実施すること。実施にあたって必要となる関係機関との調整を行うこと。
- ⑤ポスター等の広報ツール作成及び発送に係る一切の経費は、本業務の契約額に含むものとする。
- ⑥「ぎふワールド・ローズガーデン」にてイベント期間中の土日計4日程度でPRブースを展開すること。
- ⑦企画への誘導として、PRブースで参加者に配布するノベルティを2000部程度作成すること。

### (3) その他

- ①企画運営に係る実績数などを常に把握し、必要に応じて共有すること。
- ②事務局として、本企画に関する問い合わせ対応など、運営に関する業務を行うこと。
- ③土日祝など閉庁時の事務局運営に関して、市民や参加施設からの問い合わせなどの対応策を講じること。

## 6. 著作権等に関すること

別記「著作権等取扱特記事項」によること。

## 7. 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 関係法令の遵守

委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

### (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的・効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。

### (3) 個人情報保護の保護・機密の保持

受託者及び業務従事者は、可児市個人情報保護条例（平成11年12月28日条例第23号）を遵守するとともに、業務上知り得た情報を適正に管理し、漏洩、滅失、毀損してはならない。また、契約終了後も同様とする。

### (4) 立入検査等

市は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができる。

## 8. 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

### (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約の取消しができる。その場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

### (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等（感染症拡大に伴うものを含む）、市及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、受託者は契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

## 9. 不当介入における通報義務等

### (1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

### (2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、市に履行期間の延長変更を請求することができる。

## 10. その他

### (1) 本仕様書に明示なき事項や業務上の疑義又は変更が発生した場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。

### (2) 本委託業務の実施にあたっては、市や関係団体等と十分に協議した上で行うこと。